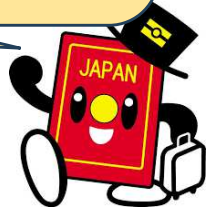


戸籍のフリガナとパスポートについて、**お知らせ**です！

令和7年5月26日から、戸籍に氏名の「フリガナ」が記載されます。
このため、パスポート（旅券）の申請については以下の点にご注意下さい。



戸籍に、氏名の「フリガナ」記載が**済んでいる方**



パスポートを申請される時に、**戸籍の「フリガナ」**
で申請してください。

現在も有効なパスポートをお持ちの場合

注意！

有効期間内のパスポートの氏名と異なるフリガナを戸籍に記載した場合、**パスポートの「記載事項変更」**の手続きが必要となります。フリガナが記載された戸籍謄本を提出してください。

戸籍に、氏名の「フリガナ」記載が**済んでいない方**



今をお持ちのパスポート、もしくは過去にお持ちだったパスポートと同じ「フリガナ」で申請してください。



戸籍の振り仮名制度について、詳しくは法務省HPをご覧ください。
<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>